

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第284号

令和4年3月30日

いじめ防止基本方針の改定について（通達）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第11条第1項の規定に基づく「いじめ防止基本方針」は、平成29年3月14日に改定され、別添「いじめ防止基本方針の改定について（通達）」（令和4年3月25日付け警察庁丁少発第288号。以下「警察庁通達」という。）が警察庁より示された。

学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（通達）」（令和4年3月2日付け熊生企第144号）において示しているところであるが、今後も警察庁通達のとおり、学校や教育委員会等との更なる連携強化を通じて、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進されたい。

※ 警察庁通達「いじめ防止基本方針の改定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。